

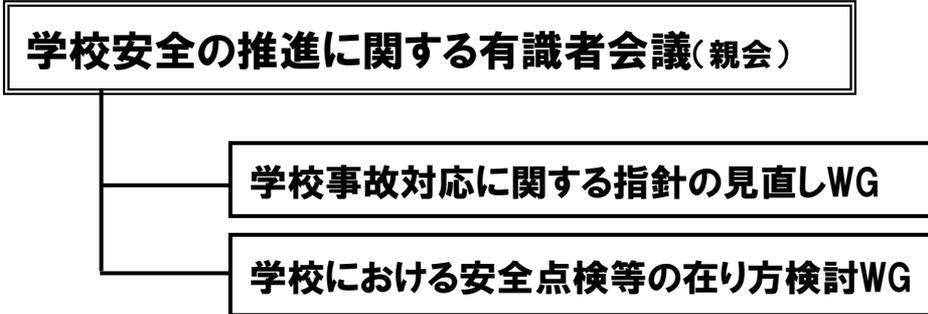
有識者会議（親会）及び 各ワーキンググループの 検討の方向性について（案）

当面の有識者会議の検討体制と進め方

1. 令和5年度における検討体制

「学校事故対応に関する指針の見直し」及び「学校における安全点検等の在り方（消費者安全調査委員会からの意見への対応も含む）」について議論を深掘りするため、設置要綱に基づき、ワーキンググループ（WG）を設置し、機動的に検討を進める。

親会においては、定期的にWGから検討状況の報告を受け、各テーマの関係性を俯瞰し、学校安全の推進に係る諸政策の一体性を図った議論を進める。



2. 検討の進め方

- 第3次計画期間（令和4年度～8年度）においては、以下の6点を本会議の検討テーマとする。
 - ・ 学校事故対応に関する指針の見直しについて
 - ・ 危機管理マニュアル等の見直し・実効性を高める方策について（A）
 - ・ 学校安全を推進するための組織体制の在り方について（B）
 - ・ 学校における安全教育の取組のさらなる充実について（C）
 - ・ 学校における安全点検の在り方について（D）
 - ・ 学校事故予防に向けたデータの活用と施策の検証について（E）
- 「学校事故対応に関する指針の見直し」と「学校における安全点検等の在り方」の検討の後、「危機管理マニュアル等の見直し・実効性を高める施策」と「学校安全を推進するための組織体制の在り方」について、それぞれ順次検討を進めることとする。
- 「学校における安全教育の取組のさらなる充実」と「学校事故予防に向けたデータの活用と施策の検証」については、テーマの性質に鑑み、第3次計画期間中は継続的に議論を行うこととする。
- WGを設置する場合には、それぞれ検討に当たってその範囲を明示し、各WGの検討状況を親会と共有することで各テーマの関係性を整理しながら、常に政策としての一体性を確保しつつ議論を進める。

「学校安全の推進に関する有識者会議」及び各ワーキンググループの開催予定（案）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有識者会議 (親会)	第1回		第2回				第3回		第4回	
①学校事故対応に関する指針の見直しWG	第1回	第2回		第3回			第4回			
②学校の安全点検等在り方検討WG	第1回	第2回		第3回		第4回		第5回		

「学校事故対応に関する指針の見直しワーキンググループ」における検討事項（案）

課題

「第3次学校安全の推進に関する計画」より

■ 事故等の発生後の被害者及びその家族への配慮した支援が十分に取られていないと考えられる事案や、児童生徒の死亡事故に関する国への報告がなされていない事案も見られることなど、事故対応指針の作成当初に想定していた取組が進んでいない状況にある。

これまでの有識者会議における主な意見

- 詳細調査への移行及び調査委員会設置の在り方を検討、国が一元的に調査することも必要。
- 保護者が詳細調査を望まない場合等もあり、詳細調査への移行する判断や事故対応の報告を求める対象を整理すべき。
- 指針運用の周知徹底が課題で指針に沿った対応を通知等で依頼すべき。
- 国に報告が上がってこない実情に対して、情報が集まってくる仕組みと連動させるべき。
- 詳細調査の専門家の活用で、事故事案ごとに専門家を構成していくことも必要。
- 学校現場に基本調査の方法をわかりやすく解説したマニュアル必要。
- コーディネーターの機能、被害児童生徒等への支援に課題はないか把握することが必要。

主な検討事項

- 1 詳細調査に移行する判断基準及び詳細調査の在り方
- 2 国への死亡事故報告の在り方
 - ・ 他機関の事故報告を踏まえて
- 3 被害児童生徒等やその家族への配慮した支援
- 4 指針の運用に関する周知徹底
 - ・ 研修等
- 5 事故の再発防止
 - ・ 事故の再発防止に向けた情報発信 等

☆実態を踏まえた検討に当たって

- ・ 現指針運用に関する実態調査（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会を対象）
- ・ 詳細調査に関するヒアリング（詳細調査を行った教育委員会等より）

「学校の安全点検等の在り方検討ワーキンググループ」における検討事項（案）

「第3次学校安全の推進に関する計画」より

- 児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる不具合を判断する具体的な基準など、安全点検に関する標準が明確ではない点も指摘されているところであり、今後、学校における施設・設備の定期点検に関する標準的な手法について検討が行われることが必要である。
- 近年、学校施設の老朽化が進む中、老朽化に起因する安全面の不具合が増加し、重大な事故が断続的に発生しているが、施設・設備の点検については、校長・教職員による日常的な点検では専門的な視点からの判断は困難である。また、災害時においても、発災直後の施設の安全点検等が迅速かつ適切に行われることが必要である。

学校安全の推進に関する有識者会議における主な意見

- 教員が安全点検を行う際の視点や対象について、点検の主体・内容の分類、点検体制の仕組みを構築
- 安全点検の際に子供の視点を入れる（例えばGIGA端末を活用した校内のヒヤリハット事案共有など）
- 安全点検に警察や消防などの地域の関係機関の視点も盛り込む

【消費者事故調査委員会報告書を受けて】

- ☑ マクロデータの活用など、子供の様子と環境との関係を観察してリスクを抽出していく
- ☑ 法律に基づく行政が行う定期的な外部人材による専門的な点検と、教員が行う教育活動上での使用上の安全点検を整理
- ☑ 危険な施設や設備が学校に配置されないようにすることも視野に入れる
- ☑ 学校の安全点検に外部の視点を入れていく

「教職員のための安全点検要領(仮称)」の作成

- 1 消費者安全法第33条に基づく意見等を受けた安全点検
- 2 学校と教育委員会が行う安全点検体制
- 3 教職員が行う安全点検の視点や対象
- 4 外部人材（専門家）等の活用
- 5 子供の視点を取り入れた安全点検 等

☆実態を踏まえた検討に当たって

- ・ 消費者安全法第33条に基づく意見等を受けた安全点検の実施と結果報告（各学校を対象）
- ・ 外部人材等を活用した安全点検の好事例の収集
- ・ 安全点検に関するヒアリング